

適用期間が6月30日まで延長になりました

## 新型コロナウイルス感染症の傷病手当



### ▼対象

国民健康保険か後期高齢者医療に加入している被用者（会社などに勤めている人で新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いのあるため働けず、給与の支払いの受けられない人

### ▼支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の内、

就労を予定していた日数（最長1年6カ月）

### ▼支給額

（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象の日数

※支給額には上限がありません。申請する場合は窓口にお越しください。

### ▼問い合わせ先

住民課 住民保険室  
☎26・2249（直通）

## ナンバーディスプレイなど 特殊詐欺対策電話機 などの購入費を補助



### 対 象

次の要件を全て満たす人またはその人の属する世帯の世帯員

- ・申請する日時点において町内に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に登録されている65歳以上の人
- ・特殊詐欺対策電話機などを購入していること
- ・世帯員全員に町税の滞納がないこと

**補助金額** 購入費の2分の1で上限5,000円

**申請期間** 購入日から1年以内

### 申請方法

購入した機器の領収書および保証書の写しを申請書に添付し提出してください。（申請書は安全安心室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。）

### 問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243（直通）

無償で貸与します

## 防災無線戸別受信機



行政情報や防災情報などが放送される戸別受信機を無償で貸与します。戸別受信機の設置は任意です。

※機器納品の都合上、工事開始は秋ごろを予定しています。

### ▼対象

町に住民登録がある世帯で、1世帯1台まで（2世帯住宅の場合は2台まで可）。

### ▼外部アンテナの設置

電波を送る基地局（役場）からの距離や障害物、建物の構造などにより電波の受信感度が悪い場合は、外部アンテナを無償で設置します。

※外壁に取り付けるため、ハウスメーカーなどに保証の確認をしてください。

※外部アンテナの設置が必要な場合は、戸別受信機本体だ

けの貸与はできません。

### ▼設置までの流れ

電話でお申し込みください。申し込み後、設置業者から工事日程などの連絡をします。その後、訪問・電波測定・設置をします。

### ▼申し込み・問い合わせ先

総務課 安全安心室  
☎26・2243（直通）



町からの情報を送ります

## よしか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



### URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか、

[t-yoshioka@sg-m.jp](mailto:t-yoshioka@sg-m.jp)へ空メールを送信してください。

### 問い合わせ先

総務課 安全安心室  
☎26-2243（直通）

# 今月の納税

固定資産税……………1期

納期限 4月30日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

6歳未満の  
乳幼児の着用は  
義務です



## チャイルドシート の購入を補助

交通事故から子どもを守る  
ためチャイルドシート購入  
補助を実施しています。

※補助金を交付できる台数  
は幼児1人に対し1台と  
し、申請回数は1回限りと  
なります。

### ▶対象

6歳未満の幼児を養育する  
親権者で、国土交通省の  
定める安全基準に適合する  
チャイルドシート(中古品を  
除く)を購入し、次の条件を  
満たす場合。

- ①購入日に幼児が6歳未満  
であること
- ②申請日に幼児と親権者が  
町内に住所を有している  
こと
- ③町税を滞納していないこと

### ▶申請期間

購入日から1年以内

### ▶補助金額

チャイルドシート購入価格  
の2分の1(1,000円未満切  
り捨て)で、上限8,000円

### ▶申請に必要なもの

- 吉岡町幼児用補助装置  
購入補助金交付申請書  
兼実績報告書
- 領収書またはレシート(購  
入日および購入額が記載  
されているもの)
- チャイルドシート付属の品  
質保証書または取扱説明  
書
- 通帳(振込先がわかるもの)

### ▶問い合わせ先

総務課 安全安心室  
☎26-2243(直通)

安心のために

## 自動車誤発進防止装置設置費を補助



### ▼対象(全て該当する人)

- ・ 満70歳以上の人
- ・ 町内に住所を有し居住して  
いる人
- ・ 自動車運転免許証を保有し  
ている人
- ・ 町税を滞納していない人
- ・ これまでに当事業による助  
成を受けていない人
- ・ 購入・設置から1年以内の  
人

### ▼補助金額

購入および設置に係る費用  
の2分の1(1000円未満切  
り捨て)で、上限2万円。

### ▼申請に必要なもの

- 交付申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し

領収書またはレシート(購  
入日および購入額が記載さ  
れているもの)

自動車誤発進防止装置の概  
要が分かるもの

装着状況が分かる写真

補助対象者に町税の滞納が  
ないことを証明するもの

通帳(振込先がわかるもの)

### ▼問い合わせ先

総務課 安全安心(心室)

☎26・2243(直通)

運転に自信はありますか？

## 運転免許証の自主返納を支援



### ▼対象(全て該当する人)

- ・ 町内に住所を有し居住して  
いる人
- ・ 運転免許証返納時に満65歳  
以上の人
- ・ これまでに当事業による助  
成を受けていない人
- ・ 運転免許証を返納して1年  
以内の人

### バスカードの交付

群馬県共通バスカード(利  
用可能額6,050円分)を交  
付します。上信電鉄、群馬中央  
バス、関越交通、日本中央バ  
ス、群馬バス、永井運輸のバス  
へ乗車するときに利用できま  
す。

### 運転経歴証明書交付手数料 全額支援

身分証明として使用できる  
運転経歴証明書の発行手数料  
を全額支援します。

### ▶申請に必要なもの

### バスカードの交付

取消通知書または返納した  
(穴あき)運転免許証

### 運転経歴証明書交付手数料 の全額支援

### 取消通知書

運転経歴証明書の写し

通帳(振込先がわかるもの)

### ▼問い合わせ先

総務課 安全安心(心室)

☎26・2243(直通)

バスや鉄道で通学する人へ

## 公共交通機関での通学を支援



高校生などの保護者の経済的負担軽減と公共交通の利用促進のため、バスや鉄道の定期券購入費を補助します。

### ▼対象(全て該当する人)

- ・町に住民登録がある人
- ・バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者
- ・町税の滞納がない人

### 補助の内容

同一名義の定期券購入費が  
5,000～9,999円/月の場合、

↓  
1,000円/月を補助

↓  
10,000円以上/月の場合、

↓  
2,000円/月を補助

### ▼申請方法:必要なもの

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に、次のものを持参してください。

- 申請書(町ホームページでもダウンロードできます)
- 申請者(保護者)の本人確認書類または印鑑
- 購入した定期券の写し
- 在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書など)
- 振込先金融機関の預金通帳の写し(初めての申請または振込先を変更するとき)

### ▼注意事項

申請ごとに補助金を交付します。初回申請後、年間を通して自動的に交付されるものではありません。

また、バスカード、回数券、現金、スクールバス利用、大学生が利用する定期券の購入費は対象になりません。

### ▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎26・2241(直通)

お出かけによしタクをご利用ください

## タクシー運賃を助成



通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

### ▼対象

町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人。

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を持たない人
- ③身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

### ▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページでもダウンロードできます)
- 申請者の本人確認書類
- 手帳(対象③に該当する場合)

※即日交付はできません。時間に余裕をもって申請してください。

### ▼助成内容

1枚500円相当の利用助成券を、年間最大72枚交付。

※申請日に応じて一括して交付します。

### ▼利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用できます。利用できる枚数は、一人で乗車した場合は2枚まで、利用券所有者が複数人で乗車した場合は一人につき1枚までです。

### ▼利用上の注意

- 助成券の利用は、乗車地・目的地の両方またはいずれかが町内である場合に限りです。
- 町と契約を締結したタクシー事業者のみで利用できます。

### ▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎26・2241(直通)

